

件名	愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	雇用保険等の一部を改正する法律（平成19年4月23日公布・平成19年10月1日（一部平成22年4月1日）施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）が施行されることに伴い、国家公務員退職手当法の失業者の退職手当の受給資格要件に関する規定等が改正されたので、県職員の退職手当についてもこれに準じて失業者の退職手当の受給資格要件を改定する。</p> <p>1 愛媛県職員退職手当条例・技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例・愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正</p> <p>失業者の退職手当：退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときに、その差額分を支給するもの 受給資格要件 「勤続期間6月以上の退職者」を「勤続期間12月以上の退職者（特定退職者は6月以上）」に改正 特定退職者：雇用保険法の特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者 定員減少、組織改廃、心身故障による免職、公務上傷病、勸奨等による退職者</p> <p>2 愛媛県職員退職手当条例の一部改正</p> <p>雇用保険法又は船員保険法の失業給付と失業者の退職手当の併給禁止規定から、「船員保険法の失業給付」を削除</p>	
施行日	平成19年10月1日（2については、平成22年4月1日）
<p>【その他参考事項】</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（関係部分抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格及び受給資格要件の一本化 短時間労働被保険者（週所定労働時間20～30時間）の被保険者区分をなくし、一般被保険者として一本化 （一般被保険者6月・短時間労働被保険者12月 被保険者期間12月（特定受給資格者は6月）） 船員保険制度のうち、失業部門を雇用保険制度に統合 	